

(研究ノート)

徴税費の追加による市町村税収入の増加可能性に関する考え方

伊 藤 敏 安[†]

【要 約】

未収額>徴税費である市町村では、徴税費の追加によって地方税収入額は逡増する。未収額<徴税費である市町村では、徴税費を追加すれば収入額は増加するが、限界的に逡減する。本稿では、徴税費の追加によって収入額がどの程度増大しうるかを検討した。2009年度において未収額>徴税費である市町村については、徴税費を未収額=徴税費となる分岐値まで追加し、未収額<徴税費である市町村については、徴税費を分岐値まで削減しつつ、現状の収入額を維持できたとする。その結果、786都市（東京23区を除く）全体で徴税費は206億円増加するが、収入額は8,360億円、純収入は8,154億円増加する。941町村全体で徴税費は19.5億円増加するが、収入額は1,106億円、純収入は1,087億円増加することが見込まれる。それぞれの徴収率も改善される。市町村は、徴収率上昇だけを目標にした横並び競争に陥ることなく、それぞれの徴税構造（徴税費と徴収額・未収額の関係）をふまえた税収獲得努力を図っていく必要がある。

【キーワード】 地方税収入額、徴税費、徴税構造

1. 趣旨

2009年度の場合、総務省「市町村税徴収実績調」によると、東京23区を除く全国1,727市町村における市町村税調定額は19兆775億円、収入額（または収入済額）は17兆7,085億円、調定額から収入額を引いた未収額は1兆3,690億円であった（現年分と滞納繰越分の合計）。一方、総務省「市町村決算状況調」によれば、目的別歳出のうち徴税費は5,592億円であった。その結果、徴収率は92.82%（1,727市町村の算術平均では91.58%）、収入額100円あたり徴税費（「徴税単価」という）は3.16円（同6.39円）となる。収入額を増大させるためには徴税費を投入しなくてはならないが、徴税費の追加によって市町村税収入はどこまで増加しうるだろうか。

本稿は、それぞれの市町村における徴税費と収入額・未収額の関係（「徴税構造」という）に着目し、徴税費の追加による市町村税収入の増加可

能性について、きわめて単純な考え方を提示する。これにより市町村税務の効率化に資することを目的とする。

以下、第2節で分析方法とその留意事項について述べ、第3節で計算結果を紹介するとともに、現行の徴税構造のもとで徴税費を追加すれば収入額が増加しうる市町村とそうでない市町村の有意差などを検討する。第4節で示唆と研究課題を整理する。

2. 分析方法

(1) 本稿の意義

本稿は、伊藤（2013a）ならびに伊藤（2013b）の姉妹編にあたる¹⁾。関連研究の動向については両稿で詳しく紹介しているので、本稿では省略する。地方税の徴収効率に関する研究が増えている

1) 前者は「徴税費の追加的投入によって市町村税収入は増えるか」（『計画行政』第36巻第1号、2013年、pp.33-39）、後者は「徴税費の追加による道府県税収入の増加可能性」（C誌に修正原稿提出中）である。

[†] 広島大学地域経済システム研究センター教授
itot@hiroshima-u.ac.jp

が、既往研究では、徴税費の追加によって収入額がどの程度増加するか、そもそも増加する可能性があるかは分からない。本稿は、これを明らかにする1つの考え方を提示する。

伊藤 (2013a) は、徴税費を追加しても収入額の追加分が上回っていれば純収入は逓増することから、2009年度の1,727市町村 (東京23区を除く) について、徴税費の変化幅=収入額の変化幅となる点を計算し、実績値と比較している。収入額の変化幅は未収額の変化幅と正負が逆の関係にあるため、徴税単価に対する未収額の関係から収入額を推計している。同稿はこの推計方法が脆弱であったが、その考え方をふまえつつ、伊藤 (2013b) はさらに単純化させた方法を提案している。すなわち、46道府県 (東京都を除く) について徴税費に対する収入額とその残余である未収額の関係に着目し、徴税費=未収額となる分岐値を計算した。

その方法は、次項のとおりである。伊藤 (2013b) では年度間の変動を平準化するため、46道府県を対象に2002~09年度の8カ年度の平均データを使用しているが、本稿は1,727市町村を対象に2009年度のデータを用いて同じ方法を適用した試算である。

(2) 計算方法

市町村税の調定額を ft 、収入額を tr 、徴税費を tc とすると、未収額は $np=ft-tr$ である (市町村を示す添え字を省略する)。徴税費に対する収入額と未収額の関係に着目すれば、徴税費は $y_{tc}=tc$ と表現される。収入額は点 (tc, tr) を通る直線だと暫定的に仮定するなら $y_{tr}=a \cdot tc$ と表現され、未収額は $y_{np}=ft-y_{tr}$ となる。ここで a は勾配 tr/tc を意味する (図1)。

未収額が徴税費を超えているところでは収入額も純収入 $tr-tc$ も限界的に逓増するのに対し、逆になれば限界的に逓減する。このことは46道府県について確認されているが (伊藤2013b)、以下のように市町村についても指摘される。

市町村を大都市 (政令指定都市・中核市・特例市)、大都市以外の都市および町村に区分し、それぞれについて未収額>徴税費のグループと未収額<徴税費のグループに分ける。これらのグループごとに $tr=tc^2+tc+c$ という2次関数によって徴税費に対する収入額の間接関係をみてみると²⁾、都市・

町村ともに未収額<徴税費のグループでは tc^2 のパラメータは負である (表1、図2)。つまり、徴税費が大きくなれば収入額は限界的に逓減することが分かる。

未収額と徴税費の大小関係の分岐点、 $y_{tc}=y_{np}$ となる徴税費 tc^* は $tc^*=ft-a \cdot tc^*$ であるので、

$$tc^*=ft/(1+a)$$

によって計算できる。徴税費 tc^* が決まれば、これに対応して $tr^*=a \cdot tc^*$ が求められ、 $np^*=ft-tr^*$

図1 未収額=徴税費となる分岐値の概念図

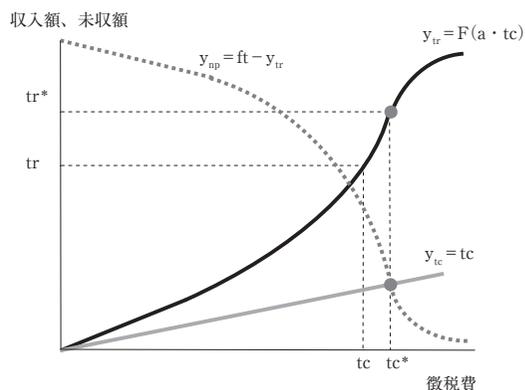


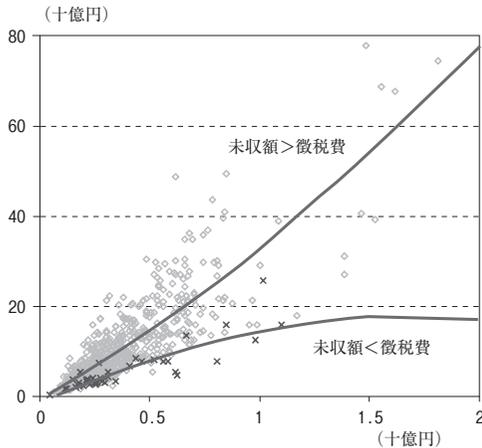
表1 徴税費に対する収入額の関係

	該当数	パラメータ		定数項 c	自由度調整 済決定係数	
		tc^2	tc			
大都市	100	0.0003	34.42	10663.8	0.943	
都市	np>tc	644	0.0056	27.97	-508.5	0.747
	np<tc	42	-0.0036	17.73	-306.4	0.718
町村	np>tc	499	0.0227	19.42	-248.8	0.604
	np<tc	435	-0.0148	16.87	-108.3	0.518

- (注) 1. 総務省「市町村税徴収実績調」2009年度、同「市町村決算状況調」2009年度から作成。
2. 収入額を目的変数、徴税費を説明変数とする2次関数の計算結果。P値はすべてについて1%水準で有意。

2) 大都市については未収額<徴税費に該当する都市はない。次項で紹介するように、市町村についてはデータの変動が大きい。町村のうち未収額>徴税費のグループには506町村が属するが、表1の計算に際しては、エネルギー関連施設の立地などにより、平均と標準偏差からみて数値が大きく外れている7町村を除いている。

図2 徴税費と未収額の関係(都市)



- (注) 1. 総務省「市町村税徴収実績調」2009年度、同「市町村決算状況調」2009年度から作成。
2. 政令指定都市・中核市・特例市を除く686都市。

を計算することができる。いうまでもなく分岐点では $tc^* = np^*$ となる。このような分岐点での tc^* 、 tr^* 、 np^* を実績値との対照で「分岐値」と呼ぶ。

もちろんここでは、分岐値における勾配 a は実績値から変化しないことを前提としている。しかし、表1から示唆されるとおり、徴税費に対する収入額の関係は、市町村全体でみれば分岐点をはさんで緩やかな「S字」になっているとみられる。そのため分岐値と実績値をみるときは、徴税費の変化に対する収入額の変化の度合い、つまり一種の弾性値を考慮に入れる必要がある。

このような弾性値を個々の市町村ごとに計算しようとする、複数年度のデータが必要となる。たとえデータを集めても年度間の変動が大きくて、使用に耐えられないことも予想される³⁾。そこで以下では、表1の2次関数の接線の勾配を代わりに用いて分岐値 tc^* を補正する。たとえば、都市の未収額>徴税費グループの場合は1.01119、未収額<徴税費グループの場合は0.99288である。

3) 道府県については2002~09年度の8ヵ年度のデータを使って弾性値の計算を試みたが、対象数が少ないうえ、46道府県ですら年度間の変動が大きいため、基本的には本稿と同様の方法を用いた。

(3) 分析上の留意事項

本稿で主に使用するのは、調定額・収入額については総務省「市町村税徴収実績調」、徴税費については同「市町村決算状況調」である。データならびに分析についての留意事項は、次のとおりである。

第1に、東京23区は特別地方公共団体であり、普通地方公共団体と税制が異なるため、本稿では対象としない。以下では786都市、941町村、合計1,727市町村(2010年3月31日現在)を対象に、2009年度の決算値を使用する。2010年度については東日本大震災の影響があるため、本稿では扱わない。また、年度間の変動を考慮するなら複数年度を対象に平準化を図ることが望ましいが、本稿では基本的な考え方を提示するとの趣旨から単年度のデータを使用している。

第2に、市町村税の調定額と収入額は現年分と滞納繰越分の合計であり、標準税率超過分を含んでいるが、その規模は無視しうるほど小さい(2009年度の場合、標準税率超過分の収入額は1,727市町村全体の収入額のうち0.98%である)。

第3に、徴税費は人件費、需用費、徴収取扱費等から構成されるが、課税費用と徴収費用の内訳などは分からない。本稿でいう徴税費は、総務省「市町村決算状況調」に基づいて歳出科目のうち徴税費を取り出したものであり、市町村がまとめて徴収する個人道府県民税にかかる徴収取扱費を含んでいる。

徴税単価をみるときは、①徴税費から道府県民税徴収取扱費を除いて、市町村税収入と比較することもあれば、②収入額に個人道府県民税を含め、徴税費に道府県民税徴収取扱費を含めて比較することもある⁴⁾。個人道府県民税は個人市町村民税と同じ方法で調定され、市町村が一括して徴収しており、市町村税務にとって徴税費に計上されるという点では変わらない。

その一方、徴税費については、必ずしも徴税職

4) 総務省「市町村税の課税状況等に関する調」によると、2009年度の場合、市町村の徴税費は5,337億円、道府県民税徴収取扱費の2,095億円を除くと3,243億円である。一方、市町村税収入は18兆6,741億円、個人道府県民税収入は4兆8,330億円であるので、収入額100円あたり徴税費は、①の方法では1.74円、②の方法では2.27円となる。

員数や徴税体制に対応しているとは限らないという問題もある。総務省「市町村税の課税状況等に関する調」によると、2009年度の場合、道府県民税徴収取扱費を除く徴税費の72%は人件費が占める。そのため道府県税務についてのことであるが、福井県包括外部監査法人「包括外部監査結果報告書」（2006年3月）で解説されているとおり、中高年の多い地方自治体では徴税費が高くなりがちである。

本稿では、これらのことに留意しながらも、道府県民税徴収取扱費を含む、いわば総額としての徴税費と市町村税収入額との関係をみていく⁵⁾。個人道府県民税徴収取扱費に伴う道府県から市町村への交付金のことは考慮していない。

第4に、市町村データのなかにはどうしてもいわゆる外れ値が出てくる。その1つは、調定額あるいは収入額の規模である。類似団体ごとに、調定額が平均 $\pm 3\sigma$ （標準偏差）を超える市町村を調べてみると、平均 -3σ を下回る市町村はないものの、平均 $+3\sigma$ を超える例が786都市のうち8都市、941町村のうち22町村みられる。いずれもエネルギー施設や大規模事業所が立地している市町村であり、当該の類似団体のなかでは突出して規模が大きい⁶⁾。

もう1つは、徴税費の変動の問題である。都道府県については、ある県で県税還付金を徴税費に計上したため、2009年度の徴税費が前年度と翌年度に比較して50%以上も多い例がみられた（伊藤2013b）。市町村でもこのような変動がないかどうか、簡単に点検してみた。2009～10年度の徴税費の変化率が平均 $\pm 3\sigma$ を外れる市町村は、786都市では超過ゼロ、未達11都市、941町村では超過7町村、未達ゼロであった（いずれも東北大地震被災地3県の市町村は含まれない）。一部には2009～10年度の2ヵ年で2倍を超える変動がみら

5) そのような総額としての徴税費を扱った分析例として神戸市「平成23年度事業別行政コスト計算書」（2012年9月）がある。同計算書では、調定額に対する徴税費のうち一般財源部分によって徴税コストを計算し、徴税費に対する一般財源部分によって一般財源投入比率を計算している。個人県民税徴収取扱費はコストではなく、県からの交付金として収入に計上されているが、総額としての徴税費からは控除されていない。

れる例もあり、通常とは異なる処理が施されている可能性もある。しかし、そのような例はごく少数である。

以下では、市町村ごとに個別に計算した結果を類似団体にまとめて、その平均を扱っている。外れ値があっても構成市町村の平均でみればその影響が希釈されると考えられるため、平均 $\pm 3\sigma$ を超える市町村を含めて計算している⁷⁾。

3. 計算結果とその検討

(1) 実績値に関する特性

表2は、2009年度の実績値を類似団体平均でみたものである。分岐値の計算を紹介する前に、実績値についていくつか確認しておこう。以下では、未収額 $>$ 徴税費の市町村を「類型A」、未収額 $<$ 徴税費の市町村を「類型B」と呼ぶ。

第1に、徴税費が未収額を超える類型Bの出現率は、都市については786都市のうち42都市、5.3%と少ない。人口規模の小さい都市類型Iでも11.1%である。これに対し、町村については941町村のうち435町村、46.2%にのぼる。町村のなかで最も人口規模の大きい町村類型Vでは11.2%と少ないが、類型IVで20.9%、類型IIIで33.3%、類型IIで64.3%と増加し、規模の小さい類型Iでは82.6%を占めている（表3）。

第2に、勾配 $a=tr/tc$ は人口規模に比例して大きくなり、その逆数にあたる徴税単価は人口規模

6) 類似団体は、人口規模と産業別就業者の構成に基づいて、大都市（政令指定都市・特別区・中核市・特例市）以外の都市は16類型、町村は15類型に区分されている。人口規模による区分は、都市の場合、Iは人口5万人未満（町村5,000人未満）、IIは10万人未満（同1万人未満）、IIIは15万人未満（同1.5万人未満）、IVは15万人以上（同2万人未満）、Vは区分なし（同2万人以上）である。第2次産業の構成比を s 、第3次産業の構成比を t とすると、就業者構成による区分は、都市の場合、0は $s+t < 95\%$ のうち $t < 55\%$ 、1は同 $t \geq 55\%$ であり、2は $s+t \geq 95\%$ のうち $t < 65\%$ 、3は同 $t \geq 65\%$ である。町村の場合、0は $s+t < 80\%$ 、残りの $s+t \geq 80\%$ のうち1は $t < 55\%$ 、2は $t \geq 55\%$ である。

7) 表1では7町村を除外して計算したが、これ以外ではすべての町村を含めている。

表2 類似団体別の実績値

(百万円、円、%)

	該当数	調定額 ft	収入額 tr	徴税費 tc	純収入額 tr-tc	徴収率 100tr/ft	徴税単価 100tc/tr	勾配 a	
都市	政令市	18	274,585	261,978	6,474	255,505	94.89	2.55	42.04
	中核市	41	68,218	63,296	1,509	61,787	92.60	2.52	43.56
	特例市	41	43,950	40,557	964	39,593	92.23	2.50	43.54
	IV-3	29	40,634	37,916	840	37,076	93.04	2.26	45.87
	IV-2	6	29,495	27,056	644	26,413	91.37	2.41	42.08
	IV-1	22	29,364	26,870	833	26,037	91.47	3.25	33.72
	IV-0	2	29,546	27,464	1,032	26,432	92.95	3.77	30.22
	III-3	35	19,156	17,706	507	17,199	92.18	3.00	36.52
	III-2	19	22,512	20,670	599	20,071	91.63	2.93	37.62
	III-1	42	17,573	15,983	575	15,407	91.04	3.74	28.92
	III-0	12	15,753	14,427	659	13,768	91.42	4.71	24.46
	II-3	55	11,625	10,764	303	10,461	92.51	3.00	36.30
	II-2	44	11,719	10,773	384	10,389	91.89	3.60	31.62
	II-1	128	9,207	8,309	341	7,968	90.21	4.31	25.35
	II-0	49	9,240	8,425	471	7,953	90.79	5.47	22.41
	I-3	9	4,693	4,165	183	3,982	89.99	6.47	20.63
	I-2	18	5,977	5,554	250	5,305	92.57	4.61	25.90
I-1	128	4,079	3,666	190	3,476	89.66	5.45	20.14	
I-0	88	4,477	4,030	210	3,820	90.41	5.79	19.99	
町村	V-2	139	4,147	3,806	164	3,642	91.37	4.78	24.37
	V-1	41	3,910	3,637	162	3,475	92.57	5.06	22.36
	V-0	17	2,179	1,956	140	1,817	89.77	7.60	14.41
	IV-2	63	2,308	2,086	116	1,969	90.36	6.00	18.68
	IV-1	33	2,035	1,847	125	1,722	90.73	7.07	15.78
	IV-0	33	1,832	1,682	113	1,569	91.15	7.50	15.33
	III-2	62	1,741	1,590	87	1,503	90.31	6.51	18.43
	III-1	46	1,735	1,609	93	1,516	91.60	6.94	17.27
	III-0	51	1,185	1,062	87	975	90.49	8.84	12.90
	II-2	72	1,259	1,143	68	1,075	91.39	7.38	16.86
	II-1	48	930	864	67	797	92.83	8.85	13.27
	II-0	118	761	706	58	648	92.43	9.83	12.54
	I-2	60	457	422	28	394	91.32	11.63	14.41
	I-1	35	379	364	31	333	94.83	12.67	11.93
I-0	123	304	286	27	258	94.48	11.99	13.46	

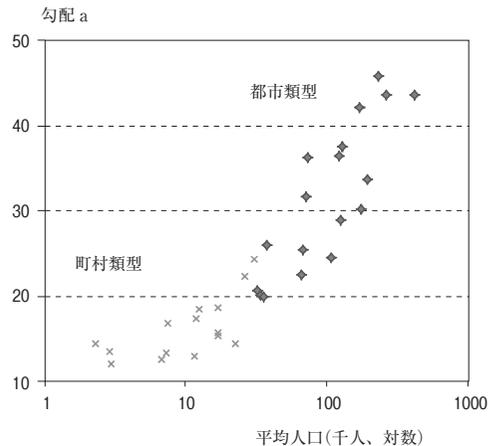
(注) 総務省「市町村税徴収実績調」2009年度、同「市町村決算状況調」2009年度から作成。

表3 類型Aと類型Bの構成

都市	合計	類型A	類型B	町村	合計	類型A	類型B
政令市	18	18		V-2	139	129	10
中核市	41	41		V-1	41	34	7
特例市	41	41		V-0	17	12	5
IV-3	29	29		IV-2	63	57	6
IV-2	6	6		IV-1	33	22	11
IV-1	22	21	1	IV-0	33	23	10
IV-0	2	2		III-2	62	48	14
III-3	35	35		III-1	46	32	14
III-2	19	19		III-0	51	26	25
III-1	42	41	1	II-2	72	39	33
III-0	12	10	2	II-1	48	13	35
II-3	55	55		II-0	118	33	85
II-2	44	44		I-2	60	17	43
II-1	128	122	6	I-1	35	3	32
II-0	49	44	5	I-0	123	18	105
I-3	9	8	1	合計	941	506	435
I-2	18	15	3				
I-1	128	120	8				
I-0	88	73	15				
合計	786	454	42				

(注) 総務省「市町村税徴収実績調」2009年度、同「市町村決算状況調」2009年度から作成。

図3 類似団体別にみた人口と勾配の関係



(注) 総務省「市町村税徴収実績調」2009年度、同「市町村決算状況調」2009年度から作成。政令指定都市を除く。

に比例して小さくなっている(図3)。このことは、通常の行政サービスと同様、市町村税務にも規模の経済が働いていることを意味している。そのなかで規模の小さい町村類型ⅠとⅡにおける勾配aは11~13程度であり、差が小さい。

第3に、類似団体は、人口規模を示すⅠ、Ⅱ、Ⅲといった区分と産業構造にかかわる1、2、3といった区分から構成されるが、人口規模にかかわる各類型のなかでは0よりも1、1よりも2、2よりも3においてほぼ例外なく勾配aが大きく、徴税単価が低い。これは第2次・第3次産業の構成比がより大きく、特に第3次産業の構成比がより大きい市町村において、パフォーマンスがより高いということを意味する。

第4に、類型Aと類型Bの間で徴収率と徴税単価に明確な差がみられる。都市について徴収率は類型A90.95%：類型B94.88%、徴税単価は3.94円：8.11円、町村については徴収率は88.98%：95.36%、徴税単価は6.41円：10.40円となっている(算術平均)。類型Bの市町村においては、相対的に多くの徴税費を投入して、相対的に高い徴収率を確保しているということになる。

第5に、類似団体間で徴収率をみるとばらつきが大きく、明確な傾向はつかみがたい。そのなかで人口規模が大きい政令指定都市とともに、逆に小さい町村類型Ⅰ-0とⅠ-1では徴収率が94%を超えている。前者では法人関係税のウエイトの大きさが寄与しているのに対し、後者では伝統的な地域社会が温存されていることが徴収率の高さにつながっているとみられる⁸⁾。

なお、福島県檜枝岐村、長野県下條村、島根県知夫村、宮崎県西米良村と諸塚村、鹿児島県三島村では徴収率100%である。

(3) 計算結果と改善効果

表4は、実績値に基づいて分岐値を計算した結果を類似団体ごとに整理したものである。これから次のことが指摘される。

第1に、以上の前提のもとですべての市町村について分岐値を計算した結果を単純に合計すると、786都市全体では、徴税費206億円(実績値の4.32%増)の追加によって、収入額は8,269億円(同5.09%増)、純収入は8,063億円(同5.11%増)それぞれ増加することが見込まれる。この間、徴収率は92.92%から97.65%に上昇し、徴税単価は2.94円から2.91円に改善する(加重平均)。増加幅8,000億円超というのは、786都市のなかで最大の横浜市の収入額を上回る規模に相当する。

941町村全体では、徴税費19.5億円(実績値の2.37%増)の追加によって、収入額は894億円(同6.10%増)、純収入は874億円(同6.32%増)増加する。徴収率は91.75%から97.34%へ上昇し、徴税単価は5.61円から5.41円へ低下する(加重平均)。1町村あたり地方税収入は15.6億円であるので、合計で880億円前後の増加幅は5~6町村分に相当する。

第2に、類型Bにおいてはすでに実績値tcが分岐値tc*を超えている。だからといって分岐値の水準まで徴税費を引き下げれば、収入額と純収入も減少せざるをえない。そこで類型Bについては、現状の収入額の水準を維持しつつ、類型Aに比較して相対的に過大な徴税費を分岐値の水準まで削減すればどうなるかを検討してみよう。

この方法で計算して類型Aと類型Bを合計した数字をみると、都市では206億円という徴税費の追加幅は変わらないが、収入額は8,360億円(実績値の5.15%増)、純収入は8,154億円(同5.17%増)増加することが見込まれる。これにより徴収率は97.71%に上昇する一方、徴税単価は2.91円に低下する(加重平均)。町村では徴税費の追加はやはり19.5億円であるが、収入額は1,106億円(同7.55%増)、純収入は1,087億円(同7.85%増)増加する結果、徴収率は98.67%に上昇し、徴税単価は5.34円に低下する(加重平均)。

類似団体平均でみると、町村類型のV-2、Ⅱ-2、Ⅲ-2、都市類型のⅣ-2では、徴収率の上昇幅が7ポイントを超える。これらの類型では現状の徴収率が90~91%にとどまっており、それだけ

8) 2009年度の場合、収入額に対する法人関係税(市町村民税のうち法人均等割と法人税割および事業所税の合計)の構成比をみると、政令指定都市では15.7%であるのに対し、その他の都市では7.3%、町村では5.6%である。調定に手間のかかる固定資産税については政令指定都市では39.5%と相対的に少ないが、その他の都市では44.5%、町村では52.5%を占めている。

改善幅が大きいといえる。他方、町村類型のV-0、V-1、V-2では実績値の徴税単価が11~12円と高いが、分岐値についてはほぼ1ポイントを超えて低下している。

第3に、類型Bについてはもう1つ、徴税額をさらに投入していくことが考えられる。すぐあとでみるように、分岐点を超えると収入額は限りなく水平に近づくと予想される。収入額は逡減しても徴税費は直線的に増大するため、純収入が最大となるのは徴収率100%、つまり未収額ゼロとなる端点である。

そのような最大徴税費は、 $tc^{**}=ft/a$ によって計算することができる⁹⁾。これによると、都市については388億円(実績値の8.13%増)の徴税費の追加によって、収入額は1兆1,126億円(同6.85%増)、純収入は1兆738億円(同6.81%増)増大することになる。町村については80億円(同9.74%増)の徴税費を追加すれば、収入額は845億円(同5.76%増)、純収入は764億円(同5.52%増)増加することが見込まれる(表5)。

いうまでもなく、ここでいう最大徴税費と最大収入額は上述の前提のもとでの計算結果である

表4 類似団体別にみた分岐値

(百万円、円、%)

		分岐値					分岐値と実績値の乖離幅				
		徴税費	収入額	純収入	徴収率	徴税単価	徴税費	収入額	純収入	徴収率	徴税単価
都市	政令市	6,615	268,149	261,535	97.58	2.55	141.3	6,171.0	6,029.8	2.70	0.00
	中核市	1,587	66,675	65,088	97.61	2.52	78.0	3,379.4	3,301.4	5.01	0.00
	特例市	1,019	42,959	41,940	97.63	2.50	55.2	2,402.0	2,346.8	5.41	0.00
	IV-3	882	40,197	39,315	98.89	2.23	41.3	2,280.4	2,239.2	5.85	-0.02
	IV-2	686	29,130	28,444	98.74	2.38	42.9	2,074.2	2,031.4	7.37	-0.03
	IV-1	880	28,804	27,925	97.95	3.22	46.8	1,934.6	1,887.9	6.48	-0.04
	IV-0	1,067	28,797	27,730	97.46	3.73	34.9	1,333.2	1,298.3	4.51	-0.04
	III-3	532	18,833	18,301	98.19	2.96	25.3	1,126.8	1,101.5	6.01	-0.03
	III-2	634	22,123	21,489	98.25	2.89	34.9	1,452.2	1,417.3	6.62	-0.03
	III-1	610	17,151	16,540	97.47	3.69	35.1	1,168.2	1,133.1	6.44	-0.04
	III-0	684	15,240	14,556	96.60	4.66	25.4	813.2	787.8	5.18	-0.05
	II-3	318	11,433	11,115	98.19	2.96	15.1	669.4	654.3	5.67	-0.03
	II-2	402	11,443	11,041	97.62	3.56	18.7	670.3	651.5	5.73	-0.04
	II-1	362	8,946	8,584	96.99	4.26	20.8	636.2	615.4	6.78	-0.05
	II-0	468	8,941	8,474	96.50	5.26	-3.6	516.5	520.1	5.71	-0.21
	I-3	194	4,552	4,357	95.85	6.27	11.0	386.3	375.3	5.86	-0.20
	I-2	255	5,790	5,535	96.71	4.56	5.5	235.9	230.4	4.14	-0.05
	I-1	200	3,926	3,727	96.01	5.38	10.3	260.3	250.0	6.35	-0.07
	I-0	222	4,305	4,083	95.67	5.72	11.9	274.4	262.5	5.26	-0.07
町村	V-2	171	3,878	3,707	93.18	4.88	6.8	72.0	65.3	1.81	0.10
	V-1	167	3,663	3,497	93.34	5.14	4.6	26.5	21.9	0.77	0.09
	V-0	144	2,001	1,856	91.43	7.73	4.8	44.1	39.3	1.66	0.13
	IV-2	121	2,139	2,017	92.32	6.11	4.7	52.9	48.1	1.96	0.11
	IV-1	129	1,876	1,747	92.10	7.15	3.8	29.2	25.4	1.37	0.08
	IV-0	115	1,695	1,579	91.80	7.61	2.4	12.6	10.2	0.65	0.11
	III-2	91	1,620	1,530	92.34	6.61	3.5	30.3	26.8	2.03	0.10
	III-1	95	1,621	1,526	92.52	7.00	2.2	12.2	10.0	0.91	0.06
	III-0	89	1,095	1,007	92.40	8.73	2.0	33.9	31.9	1.91	-0.11
	II-2	70	1,183	1,113	93.15	7.35	2.0	39.9	37.9	1.76	-0.03
	II-1	66	873	807	93.62	8.65	-0.6	9.7	10.2	0.78	-0.19
	II-0	57	714	656	93.22	9.56	-0.8	7.8	8.5	0.79	-0.27
	I-2	28	434	406	93.53	10.91	0.4	12.4	12.0	2.21	-0.72
	I-1	29	363	334	94.81	11.42	-1.9	-0.4	1.4	-0.03	-1.25
I-0	26	289	263	95.13	10.98	-1.4	3.3	4.6	0.65	-1.01	

(注) 類似団体を構成する市町村の算術平均。

表5 類似団体別にみた分岐値と最大値

(百万円、%)

		分岐値と実績値の乖離率			最大徴税費と実績値の乖離		
		徴税費	収入額	純収入	徴税費	乖離幅	乖離率
都市	政令市	2.80	2.87	2.87	6,786.7	313.1	5.41
	中核市	5.38	5.45	5.45	1,628.7	119.5	8.03
	特別市	5.86	5.93	5.93	1,046.1	81.9	8.50
	IV-3	5.16	6.34	6.36	901.8	61.4	7.53
	IV-2	7.02	8.22	8.25	703.1	59.4	9.60
	IV-1	6.00	7.19	7.23	909.6	76.7	9.44
	IV-0	3.68	4.84	4.89	1,112.3	79.9	7.59
	III-3	5.41	6.59	6.62	548.8	42.1	8.56
	III-2	6.10	7.29	7.33	654.2	55.1	9.21
	III-1	6.07	7.25	7.29	633.7	58.6	10.04
	III-0	4.59	5.76	5.81	719.5	60.7	9.49
	II-3	5.05	6.23	6.27	327.9	24.8	8.20
	II-2	5.18	6.36	6.40	418.6	34.8	8.96
	II-1	6.50	7.73	7.79	378.2	37.2	11.08
	II-0	4.74	6.42	6.70	511.7	40.2	10.28
	I-3	4.73	6.71	6.94	204.7	21.3	11.29
	I-2	3.36	4.54	4.59	268.3	18.8	8.10
	I-1	5.99	7.27	7.35	211.4	21.7	11.75
	I-0	5.68	6.91	6.99	235.2	25.3	11.80
町村	V-2	4.68	2.15	2.04	180.2	15.8	9.67
	V-1	3.00	0.94	0.85	175.2	13.0	8.20
	V-0	3.80	2.02	1.88	155.6	16.0	11.66
	IV-2	4.70	2.38	2.26	129.0	12.5	10.95
	IV-1	3.21	1.69	1.60	139.0	13.6	10.49
	IV-0	2.26	0.80	0.67	124.1	11.2	9.93
	III-2	4.35	2.51	2.39	96.5	9.5	11.16
	III-1	2.42	1.20	1.13	101.7	8.9	9.53
	III-0	2.82	3.13	3.26	97.0	10.2	11.83
	II-2	2.57	2.36	2.39	75.1	7.1	10.06
	II-1	-0.68	0.97	1.19	72.3	5.4	8.05
	II-0	-1.03	1.04	1.36	63.4	5.1	8.63
	I-2	-0.38	3.18	4.13	31.6	3.6	10.84
	I-1	-5.80	-0.03	2.10	32.3	1.7	5.62
I-0	-4.72	0.92	2.25	29.0	1.8	6.33	

(注) 類似団体を構成する市町村の算術平均。

が、いくつかの重要な含意が得られる。

1つは、最大徴税費と実績値の乖離率は、思いのほか小さいことである。都市では9.98%、うち類型Bでは5.42%であり、町村では9.28%、うち類型Bでは4.97%にすぎない(算術平均)。これは、実績値の徴税費は最大徴税費の近傍に位置するということであり、現在の徴税構造のもとで収入額と徴税率を上昇させようとしても、かなり難しくなりつつあることを暗示している。

もう1つは、個々の市町村において徴税費と収入額の変化率は異なるものの、未収額ゼロのときの計算上の徴税率は、すべての都市で99.29%、

すべての町村で97.03%に収束することである。このことは、類型Bの徴税率(都市平均94.88%、町村平均95.36%)を超えるあたりから収入額の曲線が限りなく水平に近づいていくことを示唆している。

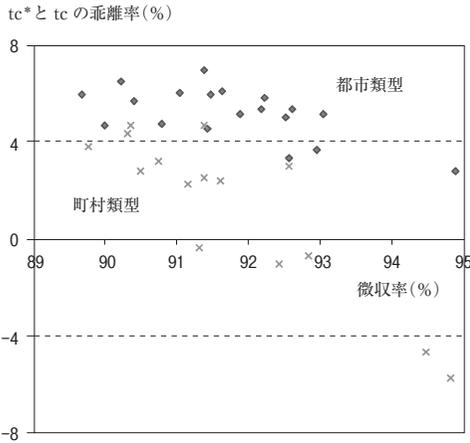
いみじくも西川(2006)は、「徴税率を100%にするための費用は禁止的に高いであろう」としているが⁹⁾、これは、徴税率100%に近づくと徴税費を追加しても収入額はほとんど変化しない様子を表現しているといえよう。

第4に、当然のことながら、現在の徴税率が相対的に低い市町村においては、徴税費の追加投入余地が相対的に大きい(図4)。特に類型Bの市町村の場合は、実績値が分岐値を超えていると同時に、徴税率が全般に高いことから、徴税費の追加による収入額の増加可能性は限定されてきていることが推察される。

9) 最大徴税費のときの収入見込額を計算するための弾性値としては、都市・町村ともに分岐点を超えるため、それぞれ類型Bの弾性値を適用した。

10) 西川雅史「徴税の費用対効果」、納税協会連合会『税に関する論文入選論文集』2006年、pp.1-31(加筆・修正して西川雅史『財政調整下の地方財政』勁草書房、2011年に所収)。

図4 類似団体別にみた徴収率と徴税費投入余力の関係



(注) 総務省「市町村税徴収実績調」2009年度、同「市町村決算状況調」2009年度から作成。

(4) 類型間の有意差

類型Aは、徴収率ならびに分岐値と実績値の乖離率からみて徴税費投入余力が相対的に大きいといえるのに対し、類型Bはそれが限定されている。両類型では何がどう違うだろうか。以上の検討結果を補完するため、主要な指標について両類型間で有意差検定をおこなった(表6)。

ここでは、該当数の多い人口5万人未満の都市類型Iの243都市(うち類型Bは27都市)と人口5,000人以上1万人未満の町村類型IIの238町村(同153町村)を取り上げる。

第1に、都市類型Iと町村類型IIとは、ほとんどの指標について類型間の大小関係は一致している。たとえば平均人口についてはともに類型Aの値が大きく、徴税単価についてはともに類型Bの値が上回っている。この例外は、人口あたり大規模工場数など4指標にすぎない。

第2に、都市類型Iと町村類型IIの両方におい

表6 類型Aと類型Bに関する有意差検定結果

	都市類型I		町村類型II	
	類型A	類型B	類型A	類型B
該当数	216	27	85	153
平均人口 (千人)	35.163	33.301	7.439 >>	6.939
人口密度 (人/km ²)	290	148	181	152
20~64歳人口比率 (%)	54.19 >>	52.18	53.98 >>	51.69
合併経験 (ダミー)	0.57	0.67	0.07	0.13
人口10万人あたり大規模工場 (所)	2.76	2.54	1.72	3.01
財政力指数 (指数)	0.49	0.43	0.43 >>	0.34
人口1人あたり地方税収入 (千円)	112	105	129	117
人口1人あたり未収額 (千円)	13.36 >>	5.70	19.97 >>	5.01
徴税単価 (円)	5.27 <<	7.76	8.21 <	9.27
徴収率 (%)	89.59 <<	94.73	86.88 <<	95.15
うち滞納繰越分徴収率 (%)	16.55 <<	21.57	15.33 <<	22.09
収入額に占める滞納繰越分比率 (%)	1.67 >>	1.08	2.17 >>	1.00
収入額に占める超過税率分比率 (%)	1.36	1.89	0.43 <	1.14
歳入に占める地方税比率 (%)	23.42 >	19.36	20.08 >	16.26
収入額に占める法人住民税比率 (%)	5.74	5.83	5.86 >>	4.76
収入額に占める固定資産税比率 (%)	50.01	50.17	53.26	53.99
歳入に占める普通交付税比率 (%)	28.30	31.94	32.59 <<	37.31
歳入に占める国庫支出金比率 (%)	14.24	14.08	12.75	13.59
歳入に占める地方債比率 (%)	9.16	9.17	7.93	8.58
歳入に占める国策関係比率 (%)	0.20	0.07	1.03	0.57
歳出に占める人件費比率 (%)	17.82	17.97	17.91	17.16
人件費・地方税収入額倍率 (倍)	0.84 <<	1.13	1.17	1.30
人口1人あたり地方債現在高 (千円)	570 <	700	731	794
人口千人あたり一般職員数 (人)	9.61 <<	11.34	13.28	13.63

- (注) 1. 総務省「市町村税徴収実績調」2009年度、同「市町村決算状況調」年度から作成。
 2. 合併経験は2002~09年度に市町村合併を経験した市町村を1、していない市町村を0として算出。
 3. 国策関係とは、国庫支出金のうち特定防衛施設周辺整備調整交付金と電源立地地域対策交付金(都道府県支出金経由分を含む)、国有提供施設等所在市町村助成交付金の合計。
 4. すべて算術平均。記号は有意差検定結果。方向は大小関係を示す。記号2つは1%水準、記号1つは5%水準で有意。

て両類型間の大小関係が同じであり、いずれか一方において有意差がみられる指標を取り出してみると、類型Aが大きいのは、平均人口、20～64歳人口比率、財政力指数、歳入に占める地方税比率、歳入に占める法人住民税比率である。未収額>徴税費の市町村は、地方税を中心に財政が相対的に安定しているといえる。また、人口あたり未収額と収入額に占める滞納繰越分比率が有意に高い。

これに対し、類型Bが大きいのは、歳入に占める普通交付税比率、人件費・地方税収入額倍率、人口あたり地方債現在高、人口あたり一般職員数である。未収額<徴税費の市町村は、投入余力のある類型Aに比較すると財政的により厳しい状況にあることが分かる。さらに徴収率が有意に高いと同時に、徴税単価も有意に高い。これは滞納繰越分徴収率が高いことにも関係していると考えられる。

第3に、合併経験、収入額に占める固定資産税比率、収入額に占める防衛やエネルギー関係などの国策関係比率、歳出に占める人件費比率などについては、少なくとも5%水準で類型AとBの間に有意な差はみられない。

4. おわりに

徴税費の追加による収入額の増加可能性は、それぞれの市町村の徴税構造、つまり徴税費と収入額・未収額の関係によって異なる。

未収額>徴税費である市町村では、徴収率が相対的に低く、未収額が相対的に多い。いわば税収獲得余地が大きいので、まずは未収額=徴税費となる分岐点まで徴税費を追加することが考えられる。それにより収入額と純収入は増大し、徴収率と徴税単価は改善される。

これに対し、未収額<徴税費である市町村においては、徴税費をさらに投入することにより、収入額も純収入も増加しうる。しかし、徴収率がすでに高いこともあって、収入額等の増加幅は逡減する。しかももともと財源基盤に制約があるため、徴税費の追加による税収獲得余地はかなり限定されているとみられる。そうであれば、現在の収入額を維持したまま徴税費を削減することが求められる。結局は、徴税費を抑制しつつ、勾配aをいかに高めていくかが課題となる。これは両類型に

共通していえることだが、特に未収額<徴税費である市町村にとっては切実な課題である。

勾配aをいかに高めるかが課題であるといっても、これは規模の経済に関係しており、単独での取り組みには限界もある。市町村税務は地方分権の根幹にかかわる事務であり、安易に外部化などをすることは望ましいとはいえない。であるにもかかわらず、財政制約がますます厳しくなるなかで所定の行政サービス水準を維持しつつ、税収確保に努めていくためには、周辺市町村または道府県と連携した税務処理体制を検討することも必要と考えられる¹¹⁾。

本研究は、いわば総額としての徴税費と収入額の関係のみたものである。徴税費のなかには道府県民税徴収取扱費を含んでいる。これを取り除いたうえで、複数年度について検証する必要がある。また、それぞれの市町村を経済主体として扱い、道府県や地方交付税との関連で徴税行動をみていくこと、つまりミクロ経済学的・公共選択論的分析に展開していくことも今後の課題である。

【謝辞】

本稿は、地域経済研究推進協議会第23回幹事会(2012年6月、広島市)、日本計画行政学会第35回全国大会(2012年9月、岡山大学)、日本地域学会第49回年次大会(2012年10月、立正大学)での議論をふまえたものです。参加者や討論者の方々から貴重なご意見をいただきました。また、本稿の姉妹編の原稿について『計画行政』ならびにC誌の匿名査読者の方々から、きわめて重要かつ有益なご示唆を賜りました。これらの方々にあらためて心から感謝申し上げます。

11) 道府県と市町村による税務の共同化の例として、茨城租税債権管理機構(一部事務組合、県は支援)と香川滞納整理推進機構(県と市町村)は、主に滞納整理事務をおこなっている。京都地方税機構(府と市町村)と静岡地方税滞納整理機構(県と市町村)は、それぞれ広域連合として設置され、滞納整理事務とともに課税事務を実施している。

Rooms for increasing the municipal tax revenue through the additional tax collection expenditure

ITO, Toshiyasu[†]

Abstract

The tax revenue of 1, 727 municipalities, excluding 23 wards of Tokyo, amounted to ¥17. 7 trillion in FY2009. It was 92. 82% of the determined collection amount. The collection expenditure, ¥559 billion, was equivalent to 3. 16% of the revenue. Raising the tax revenue requires increasing the collection costs at the same time.

Abbreviate the indexes representing municipalities. Denote the determined collection amount as ft , the tax collection costs as tc , the revenue as tr , the arrear np is given as $np=ft-tr$. The function of tc to tc is expressed as $y_{tc}=tc$, that of tr to tc as $y_{tr}=atc$, where a means the slope tr/tc — the relationship between tc and tr is contemporary supposed to be linear, but it will be adjusted by a sort of elasticity —, and that of np to tc as $y_{np}=y_{tc}-atc$. We can derive the formula $tc^*=ft(1+a)$ where $y_{np}=y_{tc}$. Through the additional tax collection expenditure, the net revenue $tr-tc$ would marginally increase where $y_{np}>y_{tc}$ and it would marginally decrease where $y_{np}<y_{tc}$. If tc^* is calculated at the point $y_{np}=y_{tc}$, $tr^*=atc^*$ and $np^*=ft-tr^*$ are given. Thus we can get tc^* , tr^* and np^* at the point $y_{np}=y_{tc}$.

Suppose that the municipalities where $y_{np}>y_{tc}$ could add the tax collection expenditure to the point tc^* , while the rest where $y_{np}<y_{tc}$ could reduce the costs to the point tc^* keeping the present tr . As the calculated result, the net revenue tr^*-tc^* in the 786 cities would increase by ¥815 billion [¥109 billion in the 941 towns] and the ratio of tax collection would rise to 97. 71% [98. 67% in the towns] with injecting of the additional collection expenditure by ¥20. 6 billion [¥1. 9 billion in the towns].

The municipalities where $y_{np}<y_{tc}$ have fewer rooms for increasing the tax revenue. They have to consider making an alliance with other municipalities and the prefecture for the tax collection as well as endeavoring to reduce the costs.

Key words: Municipal tax revenue, Tax collection expenditure, Tax collection efficiency

[†] Center for Research on Regional Economic Systems, the Graduate School of Social sciences, Hiroshima University
itot@hiroshima-u. ac. jp

